

令和2年10月29日

教職員 各位

高知工業高等専門学校長
井 瀬 潔

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内の移動について（注意喚起・変更）

本校では、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内の移動について（注意喚起）」（令和2年8月4日付け校長通知、同年8月27日付けで一部変更）により、移動制限都道府県から帰高した際は自宅等で2週間待機することとしていましたが、この度、この制限を緩和し、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

【変更点】

- 人口10万人あたり新規感染者数が5.0人以上となる地域を「移動制限都道府県」から「移動自粛都道府県」に改める。
- 当該都道府県から帰高した際の対応を、「自宅等に待機し、可能な限り人との接触を避けるなど、感染リスクの低減に努める」から「別紙「行動記録票」により自身の経過観察等の自己管理を徹底する」に改める。
- 本通知をもって、別紙「行動記録票」を新たに加える。

【変更理由】

- 令和2年10月23日に開催された「第13回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」が一部改正され、「感染観察（緑）」とする直近7日間の新規感染者数の基準が「0人」から「0～3人」に緩和されたこと。
- 学生にあっては、やむを得ず東京都等対象となる都道府県に出向く場合において、帰高後2週間の自宅待機を課すことで、その後、実験実習等の授業履修に必要な時間が確保できなくなるおそれがあること。